

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表（案）

| 改正案  | 現行   |
|--|--|
| <p>Ⅲ 銀行の検査・監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ－４ 銀行法等に係る事務処理</p> <p>Ⅲ－４－６ 自己資本比率の計算</p> <p>Ⅲ－４－６－４ 自己資本比率算定に際してのチェック</p> <p>（１）～（６） （略）</p> <p><u>（７） 不良債権証券化エクスポージャーに係る資本賦課について、規制裁定行為に当たる取扱いが行われていないか。</u></p> <p><u>特に告示第 267 条の 4 第 2 項又は持株自己資本比率告示第 245 条の 4 第 2 項について、これらの規定に掲げる要件の全てに該当する場合であっても、不良債権以外の債権に対するリスク・アセットの削減を目的とする場合には、これらの規定に定めるリスク・ウェイトの適用を認めない。</u></p> | <p>Ⅲ 銀行の検査・監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ－４ 銀行法等に係る事務処理</p> <p>Ⅲ－４－６ 自己資本比率の計算</p> <p>Ⅲ－４－６－４ 自己資本比率算定に際してのチェック</p> <p>（１）～（６） （略）</p> <p><u>（新設）</u></p> |